

第2回市民活動団体支援制度審査会

平成23年9月22日

案件1. 平成23年度市民の選択の届出結果について

【事務局】届出結果について資料①をご覧ください。支援対象登録団体25団体のうち、支援希望金額に達した団体が13団体、達しなかった団体が12団体でした。

交付予定額ですが、団体選択の合計額が312万3,823円となっているので、その金額が25団体への交付予定金額の総額となります。また、基金選択の合計額が6万1,152円となっています。

案件2. 市民活動支援金登録申請内容変更承認申請について

【事務局】支援希望金額に達しなかった12団体については、事業の変更もしくは取り下げが制度できる旨を、届出結果とともに文書にて案内をいたしました。その結果、団体番号20番のNAIST Science Communicators、支援金希望額は29万1,000円ですが、市民からの選択届出結果の合計額が4万1,660円の、この団体だけが変更申請を出しました。支援金希望額には達していない他の団体は、今までの実績がある団体ですので、自主財源等を充当しながら事業されると考えています。

変更の内容ですが、事務局でまとめた変更点等一覧表をご覧ください。サイエンス講座の開催が2回、サイエンスカフェの開催が6回という当初の計画を、サイエンスカフェを6回から3回に回数を減らします。

サイエンス講座については、既に7月に1回されています。参加者が少なかったようで、当初は50名程の参加を考えられていましたが、実際は10名程だったと聞いております。ですので、講師謝礼等も当初は見込んでいましたが、参加者数が少なかったので、講師謝礼も支出せずに、今後実施予定の2回目のサイエンス講座のみの計上とされています。

原材料費についても、実験に必要な道具をメンバーが持ち寄り、段取りするなど経費の削減を図られ、変更後においては、自主財源等も含め合計額17万の収入と、支出についても、講師の報償費等人数の減などで17万円となっています。

今回については、この変更申請が適切であるかどうか、検討いただきたいと思います。

【宮西委員】 回数を減らし、金額を減らしたのは妥当ではあると思います。思っていたより支援が得られなかったので、どこを節約できるかということ考えたのかということもあるが、変更後の内容でできるのであれば最初からという思いもあるが、全体的にはこれでいいのかとは感じています。

【上山委員】 回数を減らすことで予算内におさまるのであれば、これで結構かと思います。ただ、1回目実施されて、人数が予定より少なかったということでしたが、もう1回されるときには、もう少し積極的に広報されて、当初目標人数が集まるように努力をお願いしたいと思います。

【谷野委員】 目的とか効果がとてもいいし、こういうことがすごく大事になっていくと思うが、支援が少なかったということで、どうしたらこのようなサイエンス講座をもっと広げていけるのか、どういうふうにすべきなのかというのがこれからの課題かと思いません。

【中田委員】 今後の取り組みで、教育分野も関連していると思うが、行政の関わり、連携も必要になってくると考える。

【仲川副会長】 学生が専門知識をみんなのためにということで事業されるのはすごくいいと思います。理科の嫌いな子どもを持ったお父さんたちが集まって、事業を実施している事例を知っていますが、お断りしなければならないほど満員となります。だから、やりようによってはという思いもあります。興味がある親子や子どもは多いし、理科離れが進んでいるそうなので、とにかくやりはることに意味があるし、もう少し応援団を増やすようにできたらと思います。

【中川会長】 皆さんの御意見は決して不適當という意見ではないと思いますが、中田委員がおっしゃった、社会教育、生涯学習などジョイントできる余地があるのでないかと。そうすると、教育委員会にも働きかけられて、協力してもらった子供対象の生涯学習講座みたいなものを企画していくということも、市としてはそのぐらいの積極性があってもいいのでないかということではないかと思えます。仲川委員がおっしゃったように、特に最近科学離れと言われているが、企画がうまくいき、啓発周知徹底すればものすごく殺到します。JAXAが実施している教室がいつも超満員です。そういうことが生駒版でできるということを実証できると思います。せっかくの地域リソースというかな、地域で活用すべき団体だと思いますね。

【事務局】 この団体も、支援制度があったから手を挙げた団体です。

【中川会長】 ある意味で地域デビューしたわけですから。学生の申し送りでのこの団体が後々続いていくように、そういうふうなおつき合いができればいいと思います。

それでは、変更承認申請についてはオーケーということですが、できたら言葉添えをしてあげていただきたいと思います。大切な団体だと思っていますというメッセージを送っていただければうれしいです。

案件3. 生駒市市民活動支援金交付決定について

【事務局】 この制度は、条例・規則に基づいて運用していますが、変更申請については審査会の議を経てということになっており、今、議を経ましたので、今後については、市内部決裁後、9月下旬には各団体に交付決定通知を送付したいと考えております。それとともに、市のホームページ、広報で決定の報告させていただきますので、よろしく願います。

案件4. その他

【事務局】 申請書類の軽微な変更についてですが、当初支出の項目に計上していない項目を新たに立ち上げる場合であるとか、実施内容はそのままであるが、実施段階で項目間の流用が生じたという場合は事前の協議をしてくださいと団体に案内をしています。その事前協議をどこで行うのか、どういう内容で図っていくのかということ、本日皆様にお諮りさせていただきたいのですが、本来であれば、団体から申請があった段階では委員会へお諮りするべきだとは思いますが、事業内容を御承認いただいているという観点から、実際の支出の項目間の流用もしくは新たな項目を計上するという点については事務局で対応させていただきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、団体番号8の草刈りボランティアの会ですが、当初、支出予算の中で草刈り機を計上しておられました。支出の内訳にも細かくその表記もしてありまして、単価が1万9,800円と計上しておられました。申請の段階では見積書の提出はお願いしてませんでした。今回、市民からの選択の結果が出て、事業を実施しよう、予定していたものを買おうと買いに行ったら2万円を超えており、店とも交渉したけれども、2万円を超えるものしかないとの事。通常、2万円を超えるものであれば備品という

こととなります。当初より備品は計上していませんでしたので、新たな項目での計上ということとなります。さらに、備品につきましては、備品が必要な理由書を書いていただくこととなりますが、事業の内容及びその事業内容に必要な消耗品としては承認をいただいていることから、この件についても事務局で判断をさせていただいて対応していきたいと考えています。

【中川会長】 ただいま説明いただきました内容でよろしいでしょうか。

軽微な変更ですね。それは事務局が一番よく御存じで、しかもマン・ツー・マンでお話しでき、調整していただくということは決して悪くはないと思います。科目間が完全に入れかわるのであれば、また違いますが。

【事務局】 特に事業内容が大きく変わる、もしくは、選択していただいたからちょっと講師を増やすとか、そういう、結果に基づいた事業内容の変更というものについては軽微とはとらえてはいたしません。

【谷野委員】 金額的に判断が難しくなるような軽微の範囲はある程度決めておかれた方がいいということはないでしょうか、事業費に対する割合もあると思いますが。

【事務局】 国の補助金は軽微な変更は2割とか1割というのがあります。

【中川会長】 国の補助金では省庁によって違いますが、小さいものであれば2割ぐらい、大きいもので1割ぐらいでしょうか。

【事務局】 普通、2割ぐらいは軽微な変更になります。その中で流用ないし変更を行うことはそれぞれでよしとして認めようという方針だったと思います。

【中川会長】 総額の変更がないということですね。おおむね2割としましょうか。

【事務局】 それについても、今年は初年度ですので、いろんな案件が出てきた段階で、審査会にかけさせていただいて御協議願うということで、一定の目安としては2割以内というのは軽微な変更ということできたいと考えております。

【中川会長】 まだ予測できないことがあると思うので。ルールを重ねていくことがいかにも知れません。

【事務局】 本日の審査会で決定後、公表し、各団体が事業をされます。そして、最終的に実績報告をもらい、補助金の支払いをします。事業は既に4月から始まって、既に終わっている団体もあり、また10月、11月で終わる団体もあります。その団体に補助金を来年の3月、4月まで待ってもらうのもどうかと思っておりますので、当初、来年の3月、4月に審査会を開催し、最終的にまとめて実績報告の審査の予定をしていましたが、既に事

業が終わっている団体であれば待ってもらおうということになりますので、実績報告を年2回ぐらいとし、12ごろ月に1度審査会を開催し、それまでに事業が終わり、実績報告が出てきているものについて審査をし、残りのものについては来年の4月ごろに審査会の開催を考えております。御検討お願いいたします。

【中川会長】 おっしゃっている御趣旨は分かりますか。回数が増えることについては別に御異論はありませんか。

【事務局】 当初の段階で12月は予定していませんでしたので、お諮りさせていただき、12月もできるのであれば開催したいと考えています。各NPOやボランティア団体は、年度をまたいだ歳入というのもまだなれておられないと思いますので、事業が終わっている団体についてはお支払いしたほうがいいのかと思います。

【中川会長】 4月段階で、全体、全部の報告は終わるということですね。

補助金とか交付金の出し方として、前払い金として出す。そして、事業確定報告をもらい、残額精算するとかいうやり方がありますよね。その方式で言う場合、これは後払いになるわけですか。確定後の支払いになるわけですか。

【事務局】 これは確定後の支払いです。確定後の支払いを、通常の実績報告を3月に別に出してもらわなくても、終わっている方については、今の段階で支払いできたらと考えています。実績報告を出したら、その段階で審査会に諮り、承認されたら支払いできるという流れになります。

基本的に、支援金の支払いの手順ですが、事業があります。交付決定を受け、事業が進み、事業が終了後に事業実績報告書に領収書など添付書類をつけて出させていただきます。それをもって事業計画が適正にされたかなどの審査を審査会で行います。その結果、適正と認めた場合において、補助金の確定通知書を送付します。その確定をもって、請求書を出していただき、団体に対して補助金を支払いすることになります。

また、事業完了までに、交付決定額の2分の1が上限で支払いする概算払いという制度もあります。

【中川会長】 分かりました。概算払い2分の1というのは条例根拠ですか。

【事務局】 規則の第15条で規定しています。

【上山委員】 さまざまな考え方があると思いますが、財政規模といえますか、事業費規模が小さな団体さんも多いので、できるだけ早く精算してあげるのが市民団体の今後の活動においても重要だと思うので、一律3月にする必要はないと思うのが1つです。

それと、もう1つは、県のさまざまな助成金の場合は、交付に当たっての審査会はさせていただいていますが、最後、決定に至るまでにもう一度審査会をして額の決定を承認するというのは、審査会にはお願いしていません。それで、中身について大幅な変更があって、事務局として、中身が全く違うのに出していかなものかという場合を除いて、計画どおりの執行をされている場合であれば審査会の審査を経ずとも事務的に進めることも可能かとは思いますが

【中川会長】 各委員から出た意見の趣旨は、資金規模が小さくて運転資金に困っておられる団体がほとんどだろうと思うので、その趣旨に沿う支払いについては賛成であるということだと思います。12月報告をしてもらい、その報告後に確定額をお払いするということは賛成です。

【事務局】 分かりました。日程の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それと、制度の運用ですけれども、今年については、3月の議会に条例の可決をいただき、新年度に入り、団体説明会を5月13、14日に開催しました。今年は、説明会後受付期間が半月ほどでしたので、来年は少し早く説明会を開催し、受付期間も、長くとらせていただこうと考えています。それと、12月に審査会開催しますが、その際に、制度運用していく中で見えてきたものを審査委員に意見を出していただき、その改善点を御審議いただけたらと考えています。

今の段階で事務局として感じているのは、市民向け団体紹介冊子についてです。無効届出が185人ありました。多かったのは、同一の方で複数枚を届け出されていたケースです。他に、名前を書いているのに団体番号が未記入で郵送されたものもありました。届出用紙に「届出をできるのは1人1枚限りです。2枚以上提出された場合は無効となりますので御注意ください」と書いていましたが、来年についてはこの言葉を大きくしようと思っています。それと、冊子には届出用紙や返信用の封筒をつけておりますが、少しわかりにくい部分がありましたので、改善しようと考えています。

【中川会長】 他に何かお気づきのことはありませんか。

【事務局】 支援対象団体について、団体13番の生駒清朗会は、今まで、会計担当も決めたことがなく、会計簿をつけたこともない団体でしたが、今回この制度に申請をされたことによって初めて事業という概念を持つことができた、また、自分たちのやっていることの棚卸しができたということ、申請の段階、相談会の段階から話しをされていまし

た。自分たちが実際に活動して、届出申請の枚数はある程度読めていたが、実際にふたをあけたら思っていた以上の支援があった。これはやり続けたいといけない、やるからには、よりいいものを提供しないといけないということで、今回の支援制度で志を持ち、もう一回、仲間のうちで確認をされたと大変喜んでおられました。

実は、この支援制度の結果を発表したときに、半分ほどの団体は希望額に達していなかったもので、ご不満の声も来るかと思っておりましたが、届いたのは喜びの声でした。こんなに自分たちが支援をされているということで非常に感激した、感動したということで、わざわざお越しいただいてお気持ちを言っておりました。

あと、届出いただいた市民の年代ですが、最も多い届け出の年代は60代でした。当初は、市民公益活動をしている団体は60代が中心ですので、届出の3分の1ぐらいを60代が占めるのかなと思っておりましたが、約26.2%でした。70歳から100歳までの届出者数が25%もあり、福祉サービスを中心的に受けられる年代の方々も自分の意思をこの制度で反映していただいたということで、とてもうれしく感じました。

30代や40代、50代の勤労の世代も合計で42%ありました。また、10代や20代は約6.8%ありました。

大体、30代から80代までバランスよく投票いただいたということで、さまざまな年代が平均的にこの制度に対して関心を持っていたことが伺えました。

【中川会長】 30代、40代、50代と分けたら何%になります？

【事務局】 30代が14.6%、40代が14.7%、50代が12.6%です。

【仲川副会長】 希望金額より超えた選択を受けた場合のお金はどのようになるのでしょうか。

【事務局】 キャリーオーバーにはなりません。

市としても、団体のすそ野を広げたいと思っており、広くいろんな団体にエントリーしていただきたいと思うので、そのときに、ある程度一定の予算の規模がありますので、その中で収めたいと思っています。

【上山委員】 個人市民税の総額1%相当額が8,000万です。予算化されていたのが800万。団体が増えてきたときに、800万を超えた場合はどういうふうにするのでしょうか。

【事務局】 今の状態でしたら、それは800万の予算の段階で調整しますとしています。予算が800万しかないので、団体の中で支援金額の総予算額が予算を上回る場合は、

全体の支援対象団体一律に予算の範囲内に減額させていただきます。実際的に増えてきたならば、予算要求時に、今は800万ですけども、それを増額要求していくということになります。

【上山委員】 例えば交付金額は50万が上限となっている。そこから案分して減らすのか、むしろ選択等の合計額を案分した上で頭切りするのか、その辺は少し考えないといけませんね。

【仲川副会長】 奈良で初めてなので、この制度はおもしろいです。

寄附を増やそうと思ってもなかなかですけど、団体が活動をし、それに対して市民が支援する。自分のポケットから出すわけではないですが、活動に対してどれぐらいの社会的な認知度があるのかとか、いろいろ背景を考えてみる材料にはなりますよね。

【中川会長】 今おっしゃったように、寄附文化を広げていく1つの呼び水になってくると思います。それを行政がお手伝いしているとも言えますよね。

先ほど事務局の説明にもあった団体も、いろんな意味でアピールすることのおもしろさというか、手ごたえを感じとられたのではないかと思います。

【事務局】 自分の活動が、なかなか市民の目に見えない、アピールの仕方も分からないという団体が、この制度にエントリーすることにより自分の活動をみんなに知っていただくというのが一番大きな財産になってくるのではないかと思います。

以下、次回審査会日程決定後終了